

# 森 鷗外 と 平 出 修

## — 大逆事件をめぐる —

清 水 美 里

### 一、 はじめに

大逆事件とは、明治天皇暗殺計画の発覚に伴う弾圧事件である。明治四十三年、一部の社会主義者の天皇暗殺計画を理由に、多くの社会主義者や無政府主義者が検挙された。大逆事件の検事は、二十四名の被告を全て無政府主義者であり、大逆事件もその無政府主義実行の信念からきたものと論告を下す。明治四十三年十二月十日から大審院特別法廷において、その裁判は非公開ですすめられた。その結果、翌年一月十八日の判決で二十四名に死刑、二名に有期刑が下される。死刑判決の翌日に半数の十二名が無期に減刑されたものの、同月二十四日に十一名、二十五日に一名の死刑が執行された。実際には自覚的な無政府主義者は少なかったと言われている。

大逆事件は時代に大きな波紋を呼んだが、特に明治の文壇はその影響を強く受けたとされている。それまでの自然

主義文学が批判的精神を失い、正常な発展を遂げる方向を見失ってしまったのである。明治の文壇を語る上で避けては通れない重大な事件であるため、今日に至るまで、大逆事件と時代を共にした文豪たちとの関係について、多岐にわたった研究がなされている。本論文では、事件と時代を共にした文豪の中から、森鷗外と平出修の二名を取り上げたい。鷗外は時の権力者であった山縣有朋のブレインとして知られ、修はこの事件の弁護人を務めた人物である。両者の間に親交があったことや、大逆事件から影響を受けて小説を執筆したことなどは、既にいくつもの先行研究において指摘されている。

大逆事件をきっかけに、両者の関係はより親密なものとなる。修は大逆事件の弁護に際し、鷗外から社会主義・無政府主義者について講義をうけた。思想論から弁護をしようと考えたためだ。また、修から鷗外に、裁判所から貸与された大逆事件裁判記録の原本の写しが送られたという事

実が発覚している。

鷗外からの講義を受けた修の弁論は名弁論として賞賛されるも、告げられたのは全員有罪・死刑判決であった。司法の失墜に深い絶望と怒りを感じた修が執筆したのが、「畜生道」（大正一年九月『スバル』）、「計画」（大正一年十月『スバル』）、「逆徒」（大正二年九月『太陽』）の三作品である。また、修はこの他にも、自身の弁論の記録である「大逆事件意見書（正しくは「刑法第七十三条に関する被告事件弁護の手控」）、「幸徳事件弁論手控」、裁判の経過を出席弁護士として記録した「大逆事件特別法廷覚書」を書き残している。

大逆事件をモチーフとした作品は、鷗外も執筆している。本論では「沈黙の塔」（明治四十三年十一月『三田文学』）、「食堂」（明治四十三年十二月『三田文学』）の二作品を取り上げる。

先行研究において、大逆事件と両者の関係性においてはしばしば論じられているものの、両者の執筆作品を比較し論じたものはそれほど見つからない。ここに研究の余地があると考へ、本論では、まず鷗外と修個人ごとの事件への姿勢を確認する。そして両者の執筆作品を比較することで、修が鷗外から受けた影響を確認する。最後にその兆候は事件関係の作品にどれほど出ているのかを検討する。

## 二、森鷗外と大逆事件

鷗外は作家として知られているが、東大医科出身であり、陸軍軍医総監をも務めた人物である。明治文壇の重鎮とされ、権力者の立場であった。表現者の立場でもあり、表現を弾圧する政府側の立場でもあったため、この時期の鷗外をして「双頭の蛇」と呼ぶ研究者もいる。

鷗外と大逆事件について考える上で、山縣有朋の存在は避けては通れない。山縣は軍人であり、絶大な権力を誇った政治家である。内相・首相を歴任し、軍や官界に巨大な派閥を作った山縣が、大逆事件の影の立役者であることは、現在様々な研究で明らかになっている。

山縣と鷗外の出会いは、先行研究によって指摘されており、鷗外が北九州にいた明治三十二年から明治三十五年頃だと言われている。大逆事件発生が明治四十三年であるため、この説に従うならば、両者の交流は事件の発生からおよそ十年前から始まっていたことになる。長谷川泉の『森鷗外論考 続』（昭和四十二年一月 明治書院）では、以下のように両者の関係が記されている。

山縣が鷗外に求めるところがあり、常磐会が、賀古も含めて、両者の結合を強くしたところは肯定される

にしても、常磐会にその場を求めることの行きすぎが排されている。もちろん、山縣が鷗外を広く外国文化の摂取の窓口とし、世界の視圏で見た政治動向への開眼のよすがとして利用したことは否定できない。

常磐会とは、明治三十九年に鷗外・山縣らによつて創立された和歌の会である。鷗外は常磐会の名付け親でもあり、幹事的立場であった。この常磐会こそ、鷗外と山縣が接近した要因の一つであり、この会で政治や思想の問題が話題に挙がることもあった。鷗外が明治四十年に陸軍医務局長に就いたのは山縣の力添えがあったことは従来唱えられている事実であり、山縣も、知識人鷗外を自身の派閥に加えることには得があった。両者はギブアンドテイクの関係にあったのだ。

鷗外は社会主義者や無政府主義者への知見が大変広がった。ドイツ留学前後から社会主義思想に興味を持ち、西洋の主要な文献をも読んでいたという。その知識量に関して森山重雄氏は、『大逆事件——文学作家論』（昭和五十五年三月 三一書房）にて鷗外の社会主義観について、「明治三十六年には文学者の中では誰よりも進んでいた」と述べている。抜きん出た知識を持つからこそ、鷗外は事件に対し、関心を寄せていたはずだ。

しかし、事件が起きた明治四十三年六月から、判決が死

刑に終わった四十四年一月二十五日まで、鷗外の日記には、大逆事件に触れる記事はない。『鷗外全集』第三十五卷（昭和五十一年一月 岩波書店）でも確認できるように、鷗外はこまめに日々の日記を付けていた。「沈黙の塔」が書かれた四十二年十月は、大逆事件の予審の進行中である。また、篠原義彦の「森鷗外と平出修と幸徳秋水」（昭和六十二年十二月『高知大学学術研究報告』第三十七卷）では、「鷗外が大逆事件の公判を聞きに来ていた」と指摘されている。作品執筆や、公判の傍聴と、様々な形で事件の存在は推し量ることはできる。しかし、事件と鷗外の関連性が分かる記事や、事件への所感を綴ったような決定的な日記の記事は見つからない。

一見、鷗外の日記からは事件に関する記事が見当たらないように思えるが、中村文雄は自身の著書『大逆事件と知識人』（昭和五十六年十二月 三一書房）において鷗外の日記と事件の関連性を指摘した。ここではその意見を参考に、鷗外の記事を二点取りあげる。

明治四十三年

一〇月二十九日

「平田内相東助、小松原文相英太郎、穂積教授八束、井上通泰、賀古鶴所と椿山荘に会す。晚餐を饗せらるる。」

一二月一四日

「平出修、与謝野寛に晩餐を饗す」

まず、前者の記事では、当時の名だたる権力者が勢ぞろいしている。平田内相東助は、山縣の参謀と言われていた人物であり、今日の研究においては、社会主義取り締まりの元締めと位置付けられている。小松原文相英太郎は、鷗外と同じく山縣のブレインと称され、教育界における社会主義弾圧政策を導入した。また、山縣の使者の役目を果たしていたとされる穂積教授八束、常磐会のメンバーである井上通泰、賀古鶴所の名前も並べられている。大逆事件は、明治四十三年五月二十五日の検挙から始まり、十月いっぱいまで予審が終結している。この記事は事件の予審が終結し、全員有罪への見通しが立ったことへの慰労の会だろうと指摘されている。

次に、後者の記事では、鷗外は修、与謝野寛と晩餐を共にしている。事件の公判初日は同年十二月十日であるため、修は半月後に大審院での弁護を控えた身であった。この時にも、修の弁論に向けてアドバイスがあったであろうことは想像に難くない。

この二点の記事は、まさしく鷗外が事件の展開に随所で関わっていた証になるだろう。鷗外の日記には直接的な記

事はなくとも、事件との関連性はしつかり記載されているのだ。

では何故直接的な事件の記載はないのだろうか。鷗外はあえて、事件への私見の記録を避けたと考えられないだろうか。高橋義孝は「鷗外の東洋的非情」（稲垣達郎編『森鷗外』（昭和三十五年一月 角川書店）所収）にて、鷗外の記事について「鷗外はどうやら自分の日記が後世に遺り、人がそれを読むということを（「老ゲーテのように」）ちゃんと計算に入れていたらしい」と言及している。慮るべき立場のある鷗外であるからこそ、周囲からの目を常に意識していたのだ。

加えて、鷗外が事件に対して直接的な是非の表現を避けたことが、前掲の「沈黙の塔」と「食堂」から伺える。「あそび」（明治四十三年八月『三田文学』）以降、鷗外の著作の中に「無政府主義」や「社会主義」といった単語が現れるようになる。そのような傾向の原因としては、「あそび」が発表されるおよそ二か月前の明治四十三年六月一日に、幸徳秋水が湯川原で逮捕されたことが大きいだろう。鷗外が「あそび」を執筆していた時期はまさに、事件が明るみに出始めた頃だと言える。そして「あそび」発表の二、三ヶ月後に、鷗外は、事件をモチーフとした「沈黙の塔」、「食堂」を発表する。それぞれの作品のあらすじをまとめると、以下の通りである。

「沈黙の塔」

二人の登場人物が、思想弾圧事件について語る。思想が弾圧されているのはパアシイ族という民族だ。パアシイ族の中で自然主義文学が成長し始め、じきに「あんな消極的思想は安寧秩序を紊る、あんな衝動生活の叙述は風俗を壊乱する」という理由から、自然主義文学が禁じられる。丁度その頃に、革命軍の中にパアシイ族の無政府主義者が交じっているのが発覚し、自然主義や社会主義の弾圧はますます強くなる。そして、それにより処刑された人々の死体が、沈黙の塔に運び込まれている。

語り手である「己」は、芸術も学問も、因襲を破って進んでいくものだと言張し、「一国の一時代の風尚に肘を掣せられてゐては、学問は死ぬる。」と述べる。「どこの国、いつの世でも新しい道を歩いて行く人の背後には、必ず反動者の群がゐて隙を窺つてゐる。そして或る機会に起つて迫害を加へる。只口実だけが国により時代によつて変る。危険なる洋書（自然主義文学や社会主義文学）も其口実に過ぎないのであつた。」と述べる。

「食堂」

主人公の勤め先の役所の食堂で、幸徳秋水事件（大逆事件）をきっかけとして無政府主義者について談話が取り交わされる。事件で逮捕された人々に対し、「弾圧されて当然だ」という立場から息巻く同僚に対し、主人公の木村は「世間の事は発表された文学にも影が映るように反映されている」と述べ、「只僕は言論の自由を大事な事だと思つてゐますから、発売禁止の余り手広く行はれるのを嘆かわしく思ふ丈です。」と、言論の自由を侵害される事態について苦言を呈する。

（『鷗外全集』第一巻（昭和三十四年三月筑摩書房）参照）

明治四十三年十月二十九日の日記にあるように、事件にひと段落ついたと開かれた慰労の会とも並行して、「沈黙の塔」は執筆された。鷗外は政府側の有力者たちとの会合を行う一方で、小説の執筆活動を行っていた。それらの会合も、小説を書くための材料集めとなつていたかもしれない。「沈黙の塔」「食堂」内における、鷗外の投影について、森山の前掲書にて指摘した。

（「沈黙の塔」冒頭部）

高い塔が夕の空に聳えている。

塔の上に集まつている鴉が立ちさうにしては又止ま

る。そして啼き騒いでいる。

鴉の群を離れて、鴉の振舞を憎んでいるのかと思はれるように、鷗が二三羽、きれぎれの啼聲をして、塔にちかくなったり遠くなったりして飛んでいる。

### （「沈黙の塔」終結部）

マラバア・ヒルの沈黙の塔の上で、鴉のうたげが耐である。

森山が注目しているのは、冒頭の「鷗」である。氏は「食堂」でも、登場人物の「木村」は、「森鷗外」の「森」を二つに分けて一寸手を加えて「木村」にしたのではないかと言ひ、そこに鷗外の自己投影がなされている可能性について言及している。鷗外の作品は、登場人物に鷗外自身も「木村」という人物への投影は定説だ。森山は、「沈黙の塔」でも「鷗外」を「鷗」に投影していると主張する。

そう考えると「沈黙の塔」冒頭部の描写は、実際に鷗外が置かれた立場を表しているようで、また違った印象をもつ。鷗を鷗外に見立てるならば、うたげを開く鴉には一体何が例えられているのか、日記と照合すれば言うまでもないことである。

鷗外はこれらの作品に自分自身を投影させることで、た

だのフィクションでなく、事件へ何かしらのメッセージ性を込めようとしたのだろうか。しかし実際、「沈黙の塔」では大逆事件を仄めかす意図も見られるも、議論の対象となるのはあくまでパアシイ族と思想弾圧だ。「食堂」では、幸徳事件（大逆事件）について語る、という設定でありながらも、余りにも手広い発売禁止は困る、という主人公の意見のみが描かれ、事件そのものの政府の対応については非が語られていない。この二作品は、鷗外の事件への批判がぼかして描かれている。

ここで混同するべきでないのは、鷗外は政府からの有無を言わさぬ思想弾圧に批判の目を向けていたのであって、事件で取り立たされた社会主義や無政府主義を擁護する姿勢は見せていないことだ。明治四十三年に友人の玉水俊虎に宛てた書簡では、事件の被告人らを「彼匪人」と表現し批判している。加えて、著作「妄想」（明治四十四年三月）『三田文学』でも無政府主義を批判する様子が伺える。

本章において、鷗外と権力の関係性や、日記の記事・著作から確認したように、鷗外は政府に近い立場であったがために、自身の意見を直接的に世間に示すことを避けたのだろう。事件そのものに関して、鷗外が意見を示せたのはここまでだったとも言える。

では次章にて、逆に被告側の立場であった修が、事件に

対してどのようなアプローチを取ったのかを確認していきたい。

### 三、平出修と大逆事件

大逆事件に関わる前の修は、小説家だったわけではなく、弁護士、歌人として活動していた。そんな修が事件に関するようになるのは、修に短歌などの指導をした与謝野寛が被告の大石誠之助と知り合いだったことからだ。修の法廷での弁論は、要点をまとめると、「思想自体に危険はない。どんな思想であっても弾圧されれば反発するものだ。被告らの大多数は社会主義の知識がないことから、したがって信念も有していない。刑法七十三条の規定は広汎だが、すでに悔い改めた者まで追求するものではない。」というもので、社会主義の信念を持たない者たちに対しての弁護を試みている。この弁論は今現在も名弁論として伝えられるもので、被告たちからも感謝の意を記した書簡が何通も寄せられた。

「被告人の手記」(『定本平出修集』第一卷(昭和四十年六月 春秋社)より一部抜粋)

・「力ある御論、殊に私の耳には千万言の法律論にま

して嬉しき思想論を承はり、余りの嬉しさに、仮監に歸りて直ちに没交渉の看守の人に御噂致し候程に候」  
菅野須賀子(明四四・一・一三)

・「今回の事件は、之を法律の上より政治学の上より果た犯罪学の上より研究する人は弁護士中他にも之あるべく候へども、特に我が思想史の資料として其真相をつきとめ置かるるの責任は、貴下を措いて他に何人も之にあたる人無之、此事は法廷において我々を弁護せられたる責任よりも遙に重大なることと在候」大石誠之助(明四四・一・二三)

・「彼は近代人を解し近代人の思想用語を解して居る人で私共の主義を解剖し同情しての弁論でした」新村忠雄(明四三・十二・三一)

また、修の弁論は被告のみならず、同じ弁護士達からも賞賛を与えられている。大塚雅彦は、「平出修と法曹界の人々」において、当時の大物弁護士であり、修の大先輩であった鶴沢総明が、修の弁護に対して「被告達の無政府主義に深い理解と同情を持ち、極めて優れた弁論を行ったのが、印象的であった」と述べたことを指摘している。加えて同じく事件の弁護士の今村力三郎も、修宛の手紙に「足

下之弁論が被告人一同之満足を買い同僚之感嘆を博したるは当時の当時の公評なりしが頃日続々被告人より感謝の書状に接し申居候」と記していることに言及した。(平出修研究会編『平出修とその時代』(昭和六十年十一月 教育出版センター)所収)そして、修の弁論の影で力を添えたのが鷗外である。

既に述べた通り、修は事件の弁論に挑むに際して鷗外の門を叩いた。与謝野寛は「啄木君の思い出」(『石川啄木全集』(昭和三年十一月 改造社)月報)の中で、「平出君を弁護に頼んだが、研究心の富んだ平出君は、私に伴われて行つて一週間ほど毎夜鷗外先生から無政府主義者と社会主義の講義を秘密に聞くのであった」と記している。また、森潤三郎は『鷗外森林太郎』(昭和十七年一月 森北書店)の中で修への鷗外の講義を「(略)代表的文献を書庫から出し、露、伊、独、仏、葡等における両主義者の最近の運動に至るまで、数晩に亘つて語つたのが非常に平出氏の参考になり(略)」と書き残し、修への鷗外の力添えがあったことは、間違いない事実として捉えられている。政府の目的が社会主義者の一掃であることを薄々察していた修は、検察も判事も、既に有罪判決を下すよう固められていると想像した。そして、正面から司法に挑むのではなく、思想面という違う角度から事件の弁護をしようとした。その弁論には、師である鷗外も、「平出君のしたす

べてのこのうちで、この弁論が一番偉い仕事だ。」と漏らしていたと言う。

修は事件の結末をどのように見立てていたのかは、修と親交のあった石川啄木の日記に記されている。明治四十四年一月三日の啄木の日記には

平出君の処で無政府主義者の特別裁判に関する内容を聞いた。若し自分が裁判長だったら、菅野すが、宮下太吉、新村忠雄、古河力作の四人を死刑に、幸徳、大石の二人を無期に、内山愚童を不敬罪で五年位に、そしてあとは無罪にすると平出君が言つた。

『啄木全集』第十六卷(昭和三十六年十一月 岩波書店)と記されている。この見立てとは裏腹に、結果は二十四名全て死刑というものであった。後に半数が有期刑に減刑されるものの、この結末には人一倍ショックを受け、判決が下された明治四十四年、一月十八日に「後に書す」という短文を書いている。

二十四名悉く死刑!之れ何たる事であらう。之れが事実の真相か、之れが時代の解釈の解釈か、之れが自由平等の愛情か、智識か、迎合か、公式か、血迷か。知ると知らぬとに拘らず、人は皆疑うた。



『定本平出修集』第一卷（昭和四十年六月 春秋社）

この時に修が感じた衝撃や憤慨が、後に事件関連小説を執筆する上での原動力になったことは言うまでもない。

修が執筆した小説作品は全部で二十篇であり、小説の執筆に携わり始めたのは明治四十四年の五月である。大逆事件の終幕から、百日程経った頃であった。修が執筆した小説や評論文の中に、事件に根差した作品は「思想発表の自由を論ず」（明治四十四年一月稿 同年二月『太陽』）や「無政府主義者の誤謬」（明治四十四年三月『遺稿』所収）など、多数残っている。事件から多大な影響を受けていた事は間違いないだろう。作品の中でも特に、小説作品である「畜生道」（大正元年九月『スバル』）「計画」（大正元年十月『スバル』）「逆徒」（大正二年九月『太陽』）の三作品は、修が事件から強い影響を受けて書いた作品という位置付けにある。

ここで三作品の内容を整理する。

#### 「畜生道」

主人公は弁護士。大逆事件の弁護を依頼されるが、事件そのものに対し「事皇室に対する不軌罪である。

何れの側からも同情がない。そんな同情のない事件の

弁護をやつて、流俗の思はくがどうなるであらう。」  
と思ひ弁護を断る。その二年後、陪審制度論が起こる。

主人公は「今の裁判官に任せて置くよりも、数等、数十等正確な事実の認定が出来る。少くとも今の裁判官がするやうな、疑はしいものは之を罰すると云ふ、残忍酷薄な認定がなくなる丈でも、人民は幸福を享ける訳だ。」と述べ、現在の司法や裁判官に対して不信感を顕わにしている。しかし、そんな主人公も、もはや女と娯楽、生活費を得るが為だけに日々を送る、畜生道に堕ちてしまつてゐる。

#### 「計画」

大逆事件で起訴され処刑された幸徳秋水・菅野須賀子をモデルとしていて、主な登場人物は享一とすず子の二名。逮捕から一、二か月前の二人を描く。

三月に東京を逃れ地方の温泉地に二人は身を隠す。その場所で過ごす内に、享一は随分落ち着き、このまま読書人になることが出来るかもしれないと考え始める。すず子にも落ち着きを求める享一であるが、すず子の中の革命への情熱は冷めない。享一は、騒動の原因は自分であるとし、進んで騒動の渦中に身を投げるか、それともこのまま退いて原動力を打ち断つかを選びかねている。そんな中で、すず子が労役に出るとい

う。罰金を支払うだけの金銭的余裕がないためだ。享一は最初は止めようとするが、すず子を説得するうちに自分自身も以前の生活に戻り、すず子たちの計画に乗ろうと考え始める。しかし、すず子は享一と行動を共にしない方が良いと考え、単身で東京に発つ。

### 「逆徒」

主人公は大逆事件の弁護士。法廷で、事件の判決が言い渡される。三十人に近い被告人の中には、全く関係もないのに、共犯者だと言われ罪を被せられた者もいる。

被告人の中に三村という男がいる。彼は公判延における自身の自白は事実ではないと主張し、余りの恐怖に泣きだしてしまう。三村は無政府主義者ではなく、ただ無政府主義者の真似をして日記や書簡に政府に対し過激な言葉を連ねていただけだ。それが突然拘留されてしまう。三村は警察から度重なる尋問と暴力を受け、その精神は衰弱していく。三村は死を恐れるが、やがて「死」ではなく「死に至るまで持続せられていく生への脅し」を恐れるようになる。殺されるなら自分で死のうと思ひ、自殺を図るも、失敗する。

とうとう判決が言い渡され、二十幾名が死刑との判決だった。若い弁護士は、目前に行われた死刑宣告の

事実を、真実の出来事であると思えなかった。最後の陳述で、主犯の真野すず子が、「事件に関わった者はほんの四名で、残りの者に罪はない」と涙ながらに訴える。若い弁護士は法廷をあとにし司法権の墮落に「俺は判決の威信を蔑視した第一の人である」と心の中で叫んだ。

〔『定本平出修集』第一巻（昭和四十年六月 春秋社）参照〕

「畜生道」では大逆事件の弁護を断った弁護士の姿が描かれているが、これは実際に大逆事件の弁護を断った江木衷をモデルにしているとされる。「計画」では、幸徳秋水と菅野須賀子をモデルにした享一とすず子のみならず、全ての登場人物が、実際の人物をモデルにしている。実説によれば、当局の過酷な取り締まりにより手も足も出なくなつた幸徳秋水と菅野須賀子は平民社を解散して明治四十三年三月二十二日に湯川原に移る。物語の最期は安寧秩序紊乱の罰金刑の責を負って、すず子（須賀子）が換金刑の為湯川原を発つシーンで終わっている。話の筋書きも、実際に起きた二人の逃亡劇になぞらえているのだ。幸徳は「計画」の終わりのシーンから二ヶ月後の明治四十三年六月一日に、湯川原で逮捕されている。

三本目の「逆徒」は、見てのとおり主人公は大逆事件の

弁護士で、平出修が投影されていることは一目瞭然だ。修の目前にして、法廷でどのような事が起きたのかが小説の形を取って記されている。こうして見ると、この三作品で修がいかに直接的に、見たこと聞いたことの実体験を元に事件を表現しようとしたかが伝わってくる。

三作品の中でも特に、「逆徒」のリアリティは高く評価されている。森長英三郎「平出修と私」(『平出修研究』八(昭和五十六年 平出修研究刊行会)所収)の中では、「(逆徒)の本当の価値を知ったのは、大逆事件の再審請求をするにあたり、事件記録の全部を読んだから」「事件の全貌を実に正確にとらえている」と評価されている。また修と親しかった与謝野寛も、「小説なれど殆んど事実の小説」(大正三年一月二十四日付与謝野寛より平出修宛書簡(『定本平出修集』2 春秋社))とそのリアリティを賞賛している。

しかし、そのように司法権の失墜を暴き、権力に立てつくような作品を政府が野放しにする訳がない。「逆徒」を掲載した雑誌『太陽』(大正二年九月号)は安寧秩序を害するものとして発売禁止を受けている。修は、翌月の『太陽』に「発売禁止に就て」という九千字からなる文章を發表し、「或事件と云う一語に慄い上つて急遽発売禁止をした目先の見えぬもの」として当局を痛烈に批判した。しかしこの文章も、当局の圧力を恐れた編集部により、自らの作品を引用した反論部分が二百行も削行されている。文

中で修は、「自分の芸術的良心を大分に偽つて当局者から誤解を受けない様に、随処に筆意を加減して行つたことも、何の甲斐も無かつたことなどを思合せて見ると、聊か馬鹿馬鹿しくもなつて来た」と述べている。事件を真正面から捉え、世に伝えることは時代が許さなかつた。

修の小説は、大部分が小説集『畜生道』、『平出修遺稿』に収められた。しかし、国禁に触れることを恐れて「逆徒」は省かれている。「逆徒」が一般に流布し始めるのは、川並秀雄の『啄木晩年の社会思想』(昭和二十二年六月 時論社)や小田切秀雄の『発売作品集』(昭和二十三年一月 八雲書店)などに収められる昭和二十二〜二十三年頃だと言われている。

#### 四、鷗外と修

鷗外と修、両者は大逆事件から影響を受けながらも、著作への表現方法は対照的と言えるほどに違いが現れている。ここでそれらの違いを中心に、いくつかの項目に分けて比較する。

(一) 作品内で大逆事件の扱い方とそのリアリティ

鷗外 「沈黙の塔」では大逆事件そのものには言及されていない。「食堂」ではふれられてはいるも

の、その是非について論じていない。

三作品全てにおいて、作品の主題に事件を置いていて、大きく事件をクローズアップしたのになっっている。

## (二) 作品内での自己投影の有無

鷗外 鷗外存在を匂わせるような登場人物はあるものの、まぎれもなく鷗外そのものだと断定できるようなものはない。

修 特に「逆徒」において、事件の弁護士を主人公と置き、彼の視点で語らせることで、修が投影されていることを容易に想像がつくようにしている。

## (三) 思想弾圧に対する態度

鷗外 「沈黙の塔」「食堂」二作品ともに、事件そのものへの批判的な言及はなく、一般的な思想弾圧への苦言がなされている。

修 『俺は判決の威信を蔑視した第一の人である』と心の中で叫んだ。」と「逆徒」にあるように、思想を弾圧する司法・政府に対しての強い憤りが描かれている。

## (四) 登場人物の立場

鷗外 「沈黙の塔」では、「男」とのみ記されているため立場までは分らないが、少なくとも弾圧されている人間ではないことが口ぶりから伺える。「食堂」は政府の役人が主人公のため、弾圧する立場の者が描かれている。

修 三作品全てにおいて、弁護士側・被告側からの作品である。特に「逆徒」は、作中、被告たちの中でもメインキャラクターとして登場するのは首謀者ではなく、巻き込まれて逮捕されてしまった思想的にも未成熟な人間。弱い人間に焦点を当てることで、国家権力の暴力性をより鮮明に描き出そうとしている。

こうして比較するとその違いは如実に現れ、両者の立場の差が作品を特徴づけている。同じ事件から影響を受けながらも、相互間の明確な共通点や影響は作品には現れていないように思える。しかし、事件関連の修の作品において、鷗外とその作品からの影響は確かに存在している。ここからは、鷗外が修に与えた影響について考察を続けたい。

影響が一番濃く出ているものは、もちろん修の弁論内容である。修が得た事件への思想的知識は鷗外の教えが多分に含まれているからだ。修の弁論の趣旨は、弾圧される

特定の主義を庇う内容ではなく、弾圧に巻き込まれた人々を擁護するものである。これは、第二章で指摘した鷗外の主義と被るものであり、鷗外と修の講義の際に一致した意見であることは言うまでもないだろう。修の弁論や、同時期の評論「思想発表の自由を論ず」（明治四十四年二月『太陽』）には、鷗外の「沈黙の塔」での思想を彷彿とさせるものがある。以下は、該当の文章を抜粋したものである。（傍線は論者によるものである。）

(一)「大逆事件意見書（刑法第三十七条に関する被告事件弁護の手控）」

「一体思想の危険と云ふことは、比較上から来ることで、新しい思想と云ふものは、之を在来思想から見れば常に危険であらねばならぬ。それは新思想は、旧思想に対する反抗若しくは破壊であるからである。それで新旧両思想の何れが勝つか負くるかは、つまり何れの思想が人間本然の性情に適合するか否やによりて定まるので、之は社会進化論の是認し来た法則である。されば思想自体から云へば危険と云ふものはない訳である。」

(二)「幸徳事件弁論手控」

「そして在来思想は常に新思想に対しては圧迫の姿で

来、新思想は、破壊の形を以つて、在来思想と對抗するものである。即ち新思想から見れば、在来思想は圧迫であると云ふ、在来思想から見れば、新思想は反抗なりと云ふのである。」

(三)「思想発表の自由を論ず」

「余は思想の種類、内容、本質の如何を論究することなしに、新しきものは危険なりと云ふことの結論を是認しやうとは思はない。されど又新しきものは常に危険であると断定することは必ずしも独断論であるとも思はない、蓋危険と危険ならざるとは、比較的の観察にして、世に唯一つのものには危険と否との問題は決して起らない。二物相對立して初めて、甲よりも乙は危険なりや否やの命題が生じてくる。此意味で云へば、新しきものは常に旧きものに対して危険である、新しきものは常に旧きものに対し常に反抗である、常に破壊である、反抗！破壊！世にかほどまでに恐るべきものがあらうぞ。」

(『定本平出修集』第一卷(昭和四十年六月 春秋社)より引用)

次に、類似していると思われる鷗外「沈黙の塔」の該当箇所を抜粋する。

「芸術の認める価値は、因襲を破る所にある。因襲の

圈内にうろついてゐる作は凡作である。因襲の目で芸術を見れば、あらゆる芸術が危険に見える。」

「学問も芸術も、パアシイ族の因襲の目からは、危険に見える筈である。なぜといふに、どこの国、いつの世でも、新しい道を歩いて行く人の背後には、必ず反動者の群がゐる隙を窺つてゐる。そして或る機会に起つて迫害を加へる。」

両者とも、新思想と従来の思想を比較していること、従来の思想からすると、新思想は危険なものとみなしていることが類似する。また新旧という観点から思想を持ち上げ、その関係性を「危険」「迫害（圧迫・反抗）」と表現した鷗外の手法が、修の著作においてもそのまま用いられている。

「沈黙の塔」が発表されたのが明治四十三年十一月であり、修が大審院で弁論を行ったのは同年十二月二十八日、また「思想発表の自由を論ず」は明治四十四年一月に執筆された作品である。大逆事件に関しての鷗外の思想や事件の受け取り方が、確かに修に引き継がれていることが確認できる。修の弁護では、「大逆事件意見書（刑法第三十七条に関する被告事件弁護の手控）」でも確認できるようにロシアやイギリス、ドイツといった他の国々における思想問題について触れられており、これもまさに、当時の国々

の動静にまで目を向けていた鷗外から伝授された知識であるといえる。

修の弁論は、もちろん修自身で組み立てたものではあるが、そこには鷗外から与えられた知識が土台となっており、その影響が大きく出ていると言つて差支えないだろう。

ここまで、修が鷗外から受けた思想面の影響について確認してきた。加えてここからは、小説執筆に関して、修は鷗外から多大な影響を受けていたことを確認する。

鷗外の日記に修は、明治四十二年の初登場以来、修の没後大正四年まで、計十九回登場する。その中でも二点の記事に注目したい。

明治四十四年

五月三〇日

平出修来訪す。未定稿を閲す。

六月一日

平出修の未定稿に書き入れて遣す。

日記内に登場する「未定稿」とは、修の処女作であり、明治四十四年七月に『スバル』で発表された作品だ。日記の記述から分かるとおり、修の小説執筆においても鷗外が一枚噛んでいることは間違いない。「未定稿」は、主人公

である「私」が小説を書くまでのいきさつを書いた作品であり、「私」には修自身が投影されている。作中では町田先生という人物の作品をきっかけに、自身の小説観を考える「私」の姿が描かれており、町田先生には、その人物設定から鷗外が投影されているとの指摘がある。作中に鷗外の著作「キタ・セクスアリス」（明治四十二年七月『スバル』）に対する言及もあり、その影響は明白だ。

修の小説執筆に関しては、修の子供たちがいくつもの証言を残している。平出禾の「鷗外先生と修と」（昭和四十年五月『鷗外』）では、小説執筆の契機として「特に鷗外先生の創作活動に少からず刺激を受けたことは看逃せない。」修が小説を『書く方の人に』なったのは、鷗外先生の創作活動に刺激されたためであるといえる。」と述べられており、平出ひさ子の「父 修」（昭和十四年二月『嬢や』）においても「五月から初めて小説を書き始めた。これは森林太郎さんが、貴男に小説の書けない筈はないと言はれたので、「未定稿」をはじめ二十題ばかりを一年半位の間に作った。」と、両者がしつかり関係付けられている。平出彬の『平出修伝』（昭和六十三年四月 春秋社）では、このような鷗外からの影響が何度も強調して描かれている。

修自身も、明治四十四年九月二十五日の「新潟新聞」にて、「私は森鷗外氏の作物に対しては、尊敬の意を表して

ゐるのである。」と述べており、鷗外の著作も細かく眼を通していた様子が伺える。雑誌『スバル』でも定期的に鷗外の著作を取り上げては絶賛している。事件後も修は鷗外と交流をもち、小説執筆に関しても多大な影響を受けていたのだ。

以上のように、修の大逆事件の弁論や評論には鷗外の思想が現れており、鷗外は修の小説執筆のきっかけともなっている。しかし、事件に関連する「畜生道」「計画」「逆徒」の三作品は作風も鷗外とは異なっている。ましてや弁論や評論には見られる、鷗外の意見との類似点も見られない。修は事件に関連した小説作品において、リアリティを追求し、あえて鷗外から授かった知識やその考え方を排除したのだろうか。

今一度弁論内容を注視してみよう。修の法廷での弁論とは、「社会主義や無政府主義的な主義も信念もない者に対して、警察が名付けた社会主義者ということに惑わされて、革命家と称するのは不当だ」「本件被告に無政府主義者たるの信念があったと言うが、実際に彼等の大多数は無政府主義者について確たる意見がないのだ。主義そのものに対する知識がないのに、信念などありようがない。」という趣旨で、思想的に未熟な者をかばい、社会主義的知識の有無を前提に、無政府主義の信念の有無を問うものであった。無論この内容は、一週間に渡る講義の中で、鷗外が

修に伝授したものの一部である。そして鷗外から受け取ったこの思想が、修の中で再構築され、実体験とともに「逆徒」の中で表現されている。

「逆徒」の内容を振り返ると、取り上げられているのは事件の主犯ではなく、三村という思想的にも未熟な若者だ。社会主義の知識もなければ、無政府主義者としての信念も持たない。そのような三村が突然拘留され、度重なる尋問や暴力を受け精神が衰弱していく様子が描かれ、遂には死刑判決が下されていく。「逆徒」の内容はまさに修が弁論で護ろうとした人物像が描かれていると言えるだろう。修は鷗外の思想を元に、弁論の内容を実体験になぞらえつつ作品化することで、表現し直しているのだ。

ここでの鷗外からの影響は、作品同士を読み比べるだけでは見えてはこない。弁論の内容と、「逆徒」の内容を照らし合わせることで初めて現れてくるものだ。大逆事件の裁判は非公開で行われており、厳しい報道管制もしかれていたので、当時の人々には修がどのような弁論をしたのか、その内容を知る術はない。今でこそ定説とされる二人の關係性も、世間一般には明らかにされていないなかったであろう。鷗外の講義、修の弁論内容、修の作品この三つが揃って浮上するものは、まさに鷗外から修に受け継がれた密かな影響であると言える。

このように、二人の關係性が非常に見えにくいこと、大逆

事件に關係する修の小説に、鷗外からの影響が直接的には現れていないのには理由がある。それが、何度も言及している鷗外と修の立場の違いである。

鷗外は政府側の立場であるため、直接的に政府批判をすることはどのような形であっても不可能である。事実、鷗外の事件に關連したとされる作品はどこか客観的で、冷静さがあり、政府への批判は一切されていない。対して、修は弁護・被告人側の立場の人間であり、発売禁止処分を受ける程に、痛烈な政府批判の作品をも執筆している。「発売禁止に就て」（大正二年十月『太陽』）では、事件に關する作品を執筆するにあたり、かなり当局を意識し、発売禁止処分にならないか気を遣った様子が描かれている。つまり、「発売禁止処分になるかもしれない」という自覚の元に書かれた作品であるのだ。もし修の作品に、鷗外譲りの思想が明らかに表現されていたとするならば、政府批判の内容の作品に、政府側の鷗外の思想が用いられていることになる。発売禁止も想定していた際どい作品に、師である鷗外の影響を如実に出すことはしなかったのだろう。

## 五、結論

本論文では、大逆事件に対する森鷗外・平出修両者の關わりをふまえ、事件をどのように表現したかを確認した。



そして、大逆事件関連の小説に、表面上互いの影響が見られないことに着目し、それは意図的なものである可能性を指摘した。

鷗外は、その立場から、例えどのような判決が下されても、事件の真相を筆で後世に伝えることは出来なかった。これは、日記からの徹底した事件の排除ぶりからも伺えることだ。修は、立場を慮らざるを得ないゆえに、本音を語れぬ鷗外の立ち位置を近くで見たいのだろう。自身の経験を元に、巨大な権力に押し潰される弱者を等身大で描いたのは、そんな不自由な鷗外への思いもあつたのではないだろうか。異なる性格を持つ執筆作品と、両者の間で交わされた思想弾圧への思いを繋いでみると、元来の自由主義的思想にも関わらず、政府を表立って批判することの出来ない鷗外に対し、弁護側という立場から、鷗外が書くことの出来なかつた側面から事件に切りこんだ修の姿が見えてくる。修は、鷗外から得た知識を自身の中で昇華させ、鷗外が為せなかつた、政府への批判を明らかにしたのだ。立場が違えども、表現が違えども、二人の作品の根底には、新思想を不当に危険だと決めつけ弾圧する、政府に反する同じ思いがしっかりと根差しているのだ。

「発売禁止に就て」を執筆した後、約八ヶ月後に修はこの世を去る。修は自身の遺言書において、「森先生に頼ん

で自分の体を解剖に出してくれ」とも頼み、鷗外の日記にもその件は記されている。

大正三年三月五日

(略) 与謝野寛来て、平出の遺言中なる解剖の事を言ふ。(略)

同年三月一七日

(略) 与謝野寛来て平出修の死を報ず。軍医学校にて解剖する手続きをなす。(略)

二人の親交は、まさに死ぬまで続けられたのだ。

森鷗外と平出修は、文壇・表現の危機が迫る激動の時代を生きた。立場は違いながらも、互いに時に良き師弟、時に良き理解者であつた。二人はそれぞれの立ち位置で、司法の陥落・思想の弾圧行為に警鐘を鳴らしていたのだ。

#### 附記

森鷗外の日記引用部は全て、『鷗外全集』第三十五卷(昭和五十一年一月 岩波書店)によるものである。

(しみず・みさと 平成二十八年度卒業生)